

写

2 消安第 5815 号
令和 3 年 3 月 9 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

食品循環資源利用飼料の安全確保に係る遵守指導の徹底について（依頼）

平素から飼料の安全確保に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

御承知のとおり、食品循環資源の飼料利用における安全確保対策の強化については、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正省令が昨年公布され、本年 4 月 1 日付けで施行されます。

アフリカ豚熱、豚熱等の豚の家畜伝染病対策において、加熱処理等が必要な食品残さとそれ以外とを適切に分別し、加熱処理等が必要な食品残さについては適正な加熱処理等を行う上で、改正省令で措置される食品循環資源利用飼料の安全確保に係る加熱処理等の新基準の遵守は非常に重要なものとなります。

新基準の詳細については、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」（2 消安第 2496 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「新ガイドライン」という。）、農林水産省ホームページ等によりお示ししてきたところであり、また、貴管内の関係者への周知及び指導については、「食品循環資源利用飼料の安全確保に係る遵守指導の徹底について（依頼）」（令和 2 年 9 月 29 日付け 2 消安第 2852 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。以下「指導徹底通知」という。）等によりお願いしているところですが、円滑な施行に向け、下記に御留意の上、今一度周知及び指導の徹底をよろしくお願いいたします。

記

1 新基準への対応が必要な事業者の把握

肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源を受け入れ、飼料を製造する事業者は、原料排出者の把握、加熱処理等の必要性の確認、適正な処理の実施

等、新基準への対応が必要になります。指導徹底通知の記の3において、貴管内における新基準への対応が必要な事業者の把握と報告をお願いしましたが、報告いただいた事業者の他にも新基準への対応が必要な事業者がないかどうかについて、引き続き把握に努めていただきますようお願いいたします。仮に、新基準への対応が必要な事業者が新たに判明した場合は、制度の改正について周知するとともに、迅速な対応について指導をお願いいたします。

2 新基準への対応に係る周知及び指導

新ガイドラインの第3の3（7）により、対象事業者に対し「食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届」（以下「確認届」という。別添参照。）の提出を求めており、また、確認届の提出があった事業者のリストについて、毎週当課から全都道府県に共有しているところです。

貴管内の確認届提出対象となる事業者について、引き続き把握に努めていただくとともに、確認届を提出していない事業者が判明した場合には、早急に適合状況等を自己確認の上、確認届を提出するよう促すなど、周知及び指導をお願いいたします。

【問合せ先】

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課 粗飼料対策班
吉戸（よしと）、渡邊
TEL:03-3502-8702

確認届とは？

➤ 確認届（食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届）とは？

成分規格等省令及びガイドラインに規定された事項への適合状況について、事業者が自ら確認を行い、その結果を農林水産省に届け出るもの。
ガイドライン第3の3の(7)において規定。

<主な目的>

- ・事業者自らが制度を理解し、適合状況を把握するため。
- ・取引先の事業者等に対して、適合状況を示すため。

<主に確認する事項>

- ・取り扱う食品循環資源の中に、加熱処理等の対象のものが含まれているか否か？
- ・適正な加熱処理を行うことができるか否か？
- ・交差汚染防止対策を適正に講じているか？ など

➤ 確認届の提出が必要な事業者とは？

- ①食品循環資源を受け入れる飼料製造業者 又は
- ②自ら排出する食品製造副産物等の食品循環資源を飼料として販売する食品製造（兼、飼料製造）業者のうち、飼料製造業者届の提出義務がある製造業者

動物由来食品循環資源に限らない。

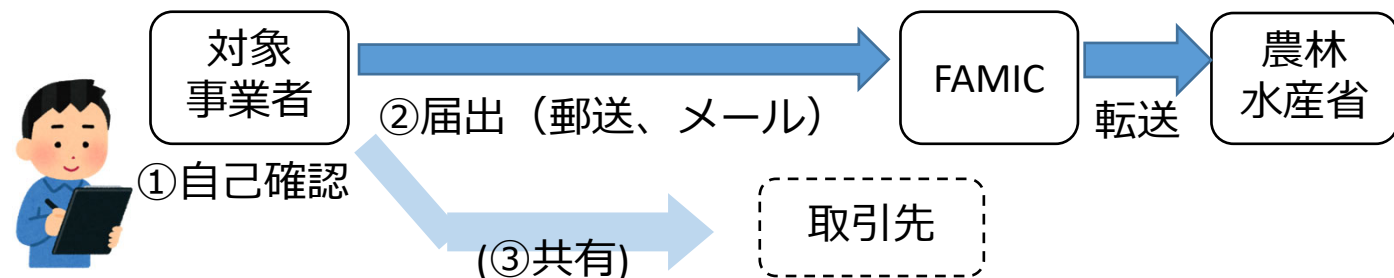
➤ 届出先

事業所の所在地を業務区域とする

（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の本部・センター

➤ 提出方法

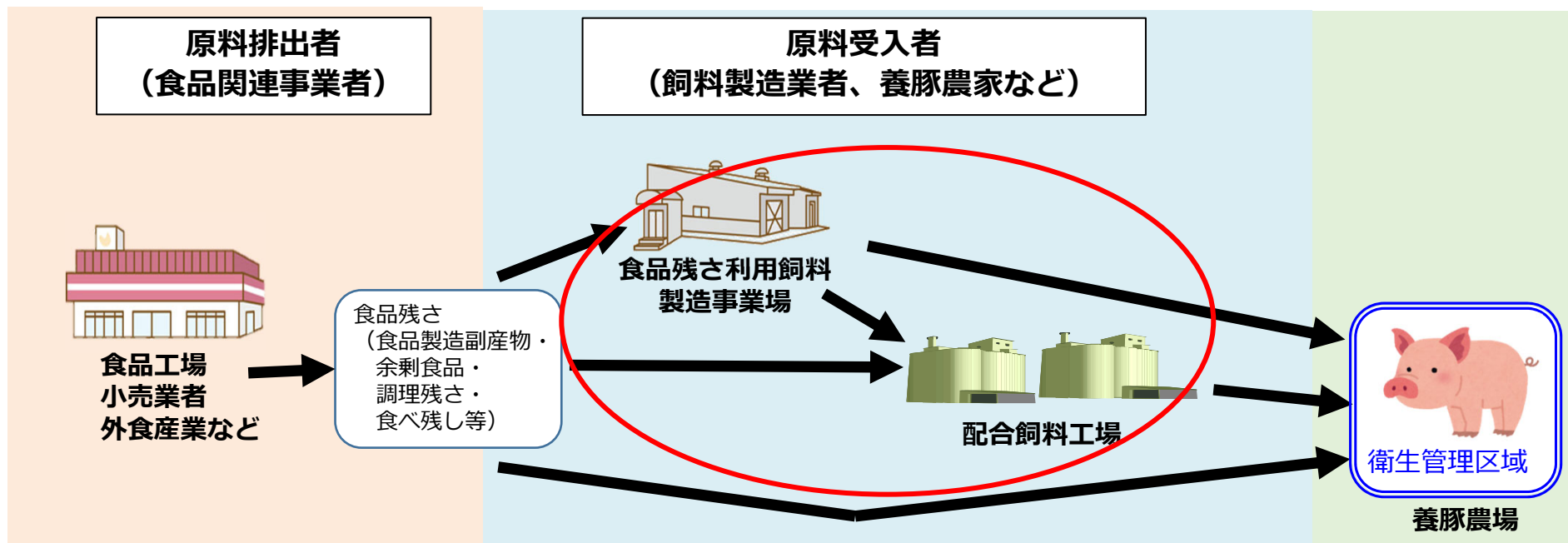
郵送、メール



確認届の提出が必要な事業者の例（1）

食品循環資源を受け入れる飼料製造業者の例

- ・ 余剰食品（弁当）を受け入れるリキッドフィード製造業者
- ・ 余剰食品（食パン）を受け入れるパン屑製造業者
- ・ 魚介類に由来する加工食品残さを受け入れる魚粉製造業者
- ・ 焼酎工場のしょうちゅうかすを受け入れる食品循環資源利用飼料製造工場
- ・ 搾油工場から搾油かすを受け入れる配合飼料製造業者
(搾油工場が例2の飼料製造業者として届出していれば不要だが、重複しての届出も可能。)
- ・ 即席麺工場の乾麺残さを受け入れる配合飼料製造業者（同上）



確認届の提出が必要な事業者の例（2）

食品循環資源を飼料として販売する※食品製造（兼、飼料製造）業者の例

- ・ 搾油した油糧種子の残さを配合飼料の飼料原料として販売する搾油工場
- ・ パン耳の残さを飼料として販売するパン工場
- ・ おからを飼料として販売する豆腐工場
- ・ 厨芥を飼料として販売するホテル

※ 飼料として販売していない、つまり廃棄物処分費を支払って処分している認識であれば、該当しない。

